



羽の情報便

消費税転嫁対策特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日から施行されました。(同法は、平成29年3月31日まで適用されます。)

(消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置)

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

| | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手) | ⇔ 転嫁拒否等される側(売手) |
| 大規模小売事業者(買手) | ⇔ 大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者(売手) |
| 右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者(買手) | ⇔ 資本金3億円以下の事業者、個人事業者等(売手) |

(禁止される行為)

- ・減 額: 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること等
- ・買ったとき: 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること等
- ・商品購入、役務利用又は利益提供の要請
消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること等
- ・本体価格での交渉の拒否
本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること等
- ・報復 行為: 転嫁拒否をされた事業者が、上記の行為が行われていることを公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引数量を減らしたり、取引停止したりするなど、不利益な取扱いをすること等

(消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置)

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

(禁止される表示)

- ・取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
「消費税は転嫁しません」「消費税は当社が負担しています」等
- ・取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税の関連を明示しているもの
「消費税率上昇分値引きします」等
- ・消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって上記に掲げる表示に準ずるもの
「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

商品券を自社で使用したり、得意先へ提供したりしています。商品券が消費税の課税仕入になる場合があると聞きました。どのような場合か教えてください。

商品券の譲渡は非課税取引ですが、商品券を対価に資産の譲渡や役務の提供が行われる場合は、課税取引となります。

一. 原則的取扱
商品券は、消費税法上、物品切手に該当します。

物品切手には、商品券のほか、プリペイドカード、食事券、航空券、映画前売り券等があります。物品切手の譲渡は非課税取引に該当するため、物品切手を購入した場合は非課税仕入となり、物品切手を販売した場合は非課税売上となります。

二. 課税取引となる場合
物品切手と商品を引き換えた場合は、その商品を引き換えた時点で課税仕入になります。

また、講師の謝礼等として物品切手を交付した場合も、役務の提供の対価として物品切手と引き換えたこととなるため、課税仕入に該当します。

三. その他
物品切手を発行した場合は不課税となります。

また、物品切手を額面より高い金額で購入した場合(例: プレミアム価格のテレホンカードやプリペイドカードを購入した場合)においても、その金額が非課税取引となります。



税金・保険のまめ知識 (第76回) 消費税転嫁対策特別措置法 (続き)

(価格の表示に関する特別措置)

平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

(具体的な表示の例)

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

〇〇円(税抜)、〇〇円(税抜価格)、〇〇円(本体価格)、〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

(消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置)

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

・転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること。

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること。

※税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。



・表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること。

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること。

10月の税務カレンダー

10月10日(木)

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月31日(木)

8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)



生命保険の基礎知識(12)

～保険の約款を読んだことありますか?～



復活と復旧?

契約の「復活」とは?

契約が失効した場合、3年など一定期間内であれば、契約をもとに戻すことが出来ます。これを復活といいます。復活に際しては、診査または告知と失効期間中の保険料の払い込みが必要で、生命保険会社によっては所定の利息(複利)の払い込みも必要となります。

契約の「復旧」とは?

減額、延長(定期)保険、払済保険への変更後、一定期間内であれば変更前の契約に戻せる場合もあります。これを復旧といいます。復旧に際しては、診査または告知と復旧部分の積立金の不足額の払い込みが必要で、生命保険会社によっては所定の利息(複利)の払い込みも必要となります。



ちよっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(50)

ハロウィンパーティーは、なぜカボチャ?



毎年、10月31日の晩に行われるハロウィンパーティーですが、なぜカボチャなのでしょう?
ハロウィンとは、西ヨーロッパ古代のペイガニズム(異教・多神教)にもとづく死者の祭りおよび収穫祭、とりわけケルト人の行うサウイン祭に由来するとされています。
サウイン祭とは、ケルト人の1年の終りは10月31日で、この夜は死者の霊が家族を訪ねてくると信じられていた為、10月31日の夜は広場で火をつけ作物と動物を犠牲に捧げました。
ハロウィンの語源は、カトリックでは11月1日を諸聖人の日(万聖節)としているが、この行事はその前晩にあたることから、後に諸聖人の日の旧称"All Hallows"のeve(前夜)、Hallowseveが訛って、Halloweenと呼ばれるようになりました。
サウイン祭では、死者の霊は、カブをくりぬき、それを入れたジャックランタンを片手に持って家に入り込んでくると言われていました。
この話がアメリカに伝わったのち、カブのランタンは、移民したアイルランド人によりアメリカでの生産が多かったカボチャのランタンに変化しました。





今月のコラム

来年四月から消費税率が8%に引き上げられることが決まりました。高齢化が進み、年金や医療、介護などの社会保障費が毎年一兆円ずつ増えると見られていて、消費税は全額社会保障費に当てられるそうです。

現状、日本の消費税率5%は、国際的にみれば低すぎる。福祉先進国のスウェーデンの五分の一、欧州各国の四分の一と言われています。しかし、国税収入に占める消費税収入の割合をみると、約二二%と、全く同程度であることがわかります。これは、日本の消費税が網羅的に課税されているのに対し、欧州各国の付加価値税は、医療・教育から住宅取得・不動産・金融など幅広い非課税項目がある事、食料品や医薬品など、生活必需品は軽減税率をとっているためです。

社会保障の財源充実のために消費税増税という動きですが、これ以上、消費税率を引き上げれば、国際的にみても異常な国と映るのではないのでしょうか？

消費税は、低所得者ほど負担が重い逆累進性の性格をもつ税金で、導入から一五年が経ちました。消費税が導入されて以降十数年で、国税収入に占める消費税の割合は、七%から二二%に上がっています。一方、法人税は三六%から二二%に、所得税は三七%から三四%に下がっています。これは、企業減税や高所得者減税、長引く不況によるものです。

政府は、日本の法人税は高過ぎると、連続して法人税減税を行なってきました。一九八八年には四二%だった税率が、二〇〇三年には三〇%に下がっています。一五年間の消費税の税率は一三六兆円にのぼりますが、同じ時期の大企業からの税収は一三一兆円も減収しており、消費税が大企業の納めるべき法人税の減税・減収の穴埋めにされています。全額社会保障費に当てると言えば、聞こえは良いですが、本当にそうなるのでしょうか？

「高齢化」というと何かと大変なイメージですが、長生きしている人が増えているという意味では、非常にありがたい国です。長寿のお祝いといえば「還暦」がよく知られています。○寿というお祝ひも多いです。喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿、緑寿、半寿、盤寿、紀寿、茶寿、川寿、皇寿等があります。一層の事、○寿の方達は、消費税を免税にしてみたいかでしょうか？



会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

◆ 記帳代行サービス料金

個人： 入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人： 入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆ 伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

今年も紅葉が楽しみです。
お仕事頑張りましょう！

